

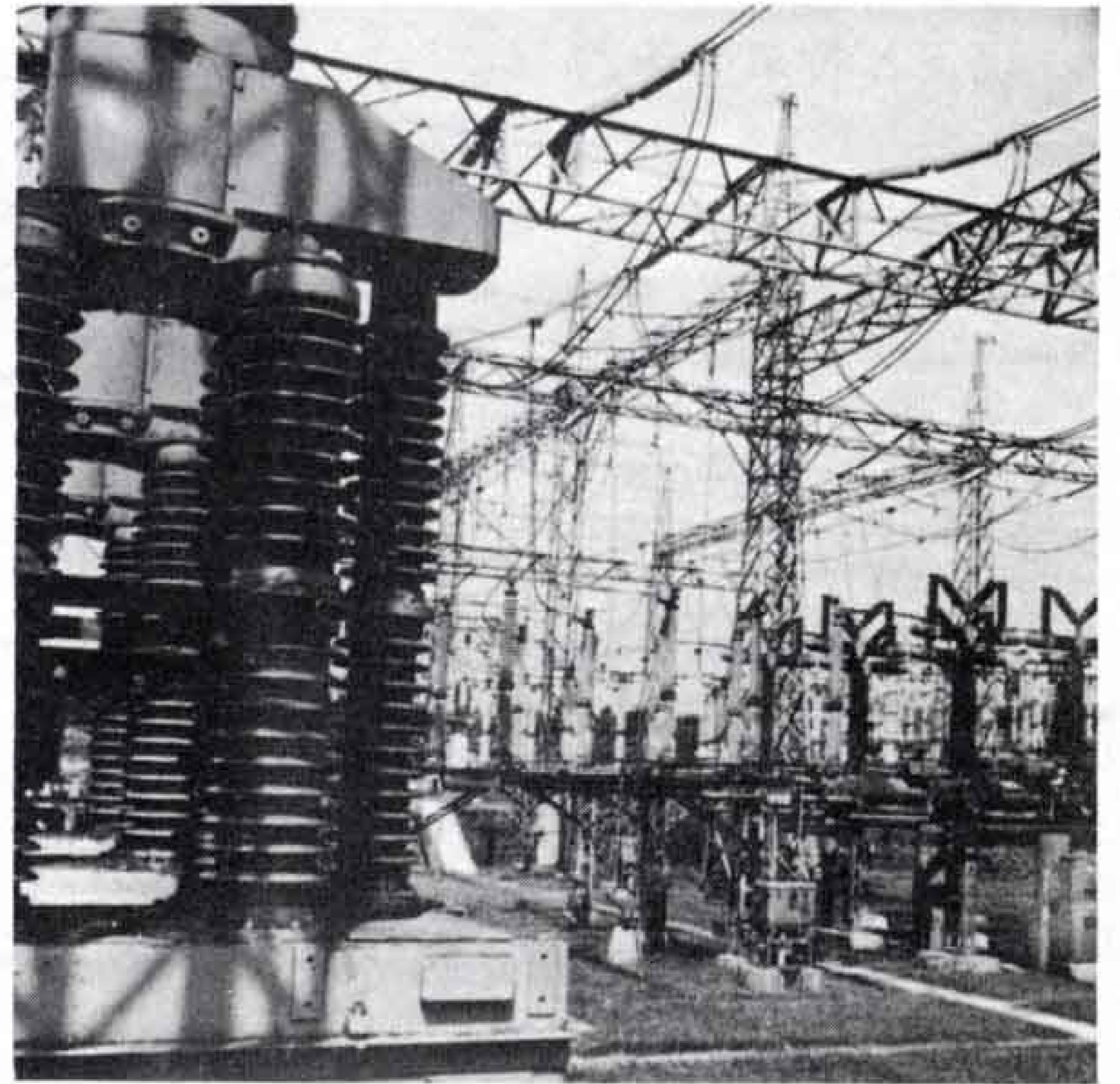
富士川火力発電所調査結果の中間報告

電力は必要だが 公害の心配ないよう

きびしい条件を提示
東電とさらに折衝

富士市議会の富士川火力発電所対策特別委員会（中井浜次郎委員長）は、このほど、火力発電所建設に対する諸問題について調査、研究してきた中間報告をしました。

今回発表した中間報告は、さる3月22日、東京電力（木川田一隆社長）が富士市に対して富士川左岸に、出力105万瓩の重油専焼方式の火力発電所建設計画の提示、協力方の申し入れがあつて、9カ月にわたり、市当局、市議会が、富士川火力発電

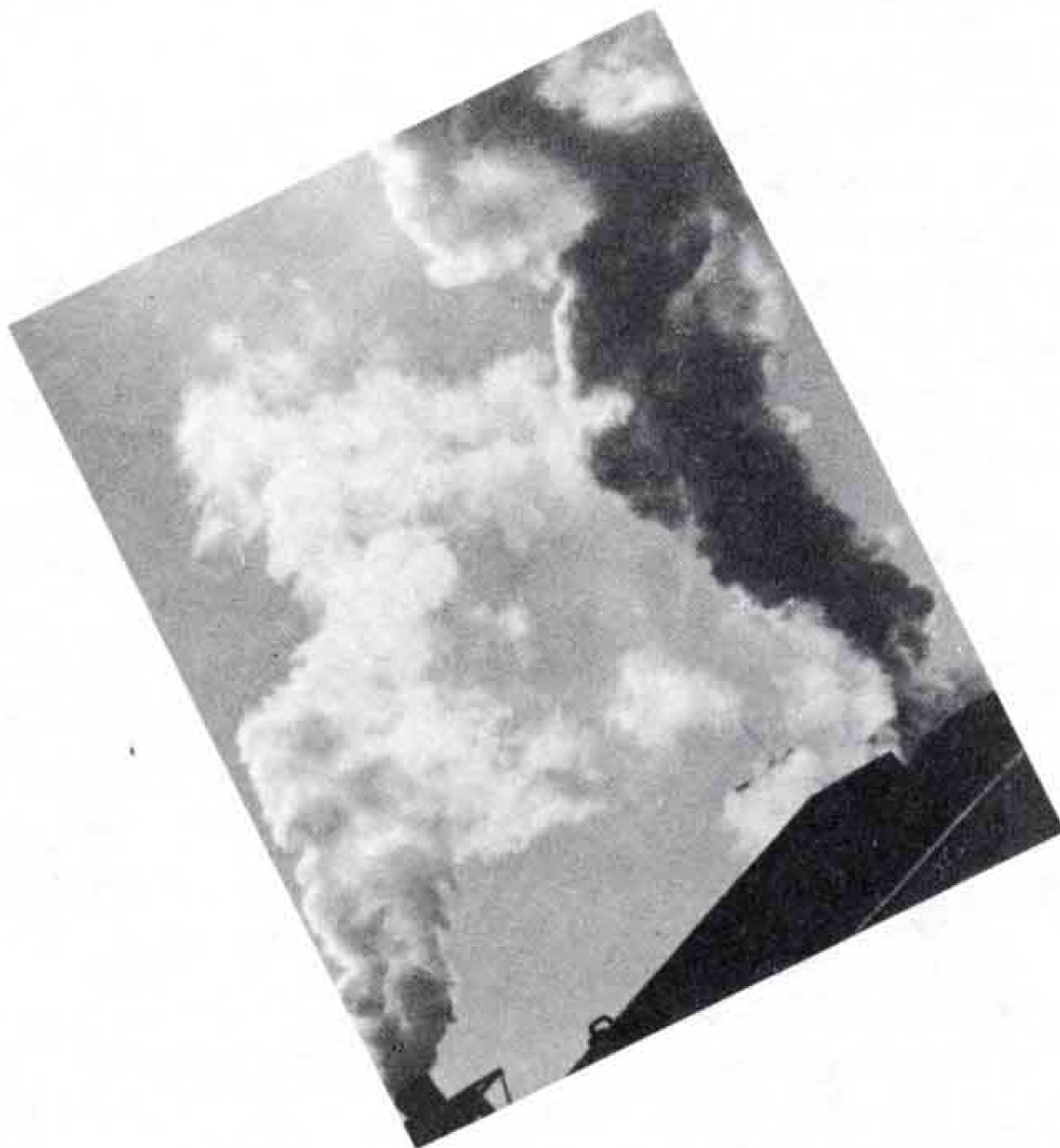


所建設にともなう、立地諸条件の調査、ならびに、公害対策、防災対策をあらゆる角度から調査研究してきたものです。

- この調査にもとづき、こんごの方針としては
- ①富士川火力建設計画について、東京電力に対して相当きびしい条件提示を行ない折衝していく
 - ②既存公害の防止対策、とくに大気汚染の現況が悪化しつつあるので、改善措置について具体的な手段を講ずる方法をけんとうしていく。
 - ③結論として①の東京電力との折衝経過と②の既存公害の防止対策との総合判断にもとづいて、立地の可否をきめる。

なお、今回の中間報告は①富士川火力発電所に関する立地諸条件の調査、17項目、②富士川火力発電所に関する公害および防災対策の調査、17項目、計34項目にわたるもので、その調査資料は全文900頁におよぶほう大なものです。

以下、中間報告の要旨をご紹介します。



立地諸条件の調査結果

電力需要は
ますます増える

県東部および
富士市の電力需給の
現況と将来の予測

静岡県東部地区の昭和42年度の電力総需要量は29億5282万kWh。しかし、発電量は1億4407万kWh（出力3.2万kW）と、わずか4.9%にすぎません。昭和45年度の需要は39億8334万kWh、昭和50年度62億kWh、さらに、昭和60年度には144億kWhと予想されます。

富士市の電力需要量は、昭和42年度14億9090万kWhに対し、昭和45年度20億24万kWh、昭和50年度30億1000万kWh、昭和60年度72億600万kWhと推計されます。これらの供給体制は、京浜地区やその他から送電によりまかなわれていますがそれも、限界に達しています。こんご増大する電力需要に対応するには、どうしても、県東部地区に安定した電力供給施設を開発することが必要です。

※kWhとは、1kWhの電力で1時間にする仕事の量です。

県東部に新たな
電源開発が必要

静岡県総合開発計画
富士市総合開発計画と
長期ビジョンとの関連

第6次静岡県総合開発計画における、東部地域の工業開発の構想は、昭和38年の工業出荷額3519億円に対し、昭和45年8215億円と2.33倍を見込んでいます。これにともなう電力需要量は、昭和39年の実績24億7000万kWhに対し、昭和45年45億5300万kWhと1.84倍を想定しています。また、第7次計画では、昭和60年の東部地域の工業出荷額2兆3500億円と、昭



調査事項を検討する富士川火力発電所対策特別委員

和45年に比べ5.52倍を見込み、これに対する電力需要量は144億kWhとし、これをまかなうために、東部地域に出力260万kWの電源開発が必要であると指摘しています。

一方、富士市総合開発計画における工業出荷額は、昭和38年の1318億円に対し昭和45年2204億円、昭和50年3262億円とそれぞれ1.67倍、2.48倍の伸びを予想しています。電力需要量は、昭和39年の11億8000万kWhに対し、昭和45年16億8000万kWh、昭和50年19億3900万kWhと、各1.42倍、1.64倍の伸びを推計しています。

富士川火力予定地域の土地利用については、国道1号線バイパス以南と、新幹線以南とにわけ、立地企業の規模に応じて、いずれも工業地帯として、計画的な利用をはかるべきです。

なお、長期ビジョン的には、昭和60年の工業出荷額を昭和40年の5.27倍の8.555億円を見込み、電力需要量も昭和40年の6.26倍の72億600万kWhとそれぞれ推計しています。

※富士市総合開発計画とは

昭和41年11月1日新市発足を目標に、昭和40年度から昭和41年度前期にかけて策定し、昭和50年度を目標とした、新しい富士市の姿を想定したものです。

※長期ビジョンとは

国の新全国総合開発計画ならびに県の第7次総合開発計画との調整をはかりながら、新しい視野にたつて、昭和60

年を目標年次とし、第2次富士市総合開発計画（仮称）として、これから策定しようとするものです。

出力105万kWは
妥当と思うが

出力計画と
用地計画

〔出力計画〕

富士川火力計画が予定どおり実施された場合、県東部地区電力需要のバランスは、昭和46年度（1号機運転開始）の最大需要78万kWhに対し、48.6%の供給が可能で、昭和47年度（2号機運転開始）は83.6%、さらに、最終の3号機が運転開始される昭和50年度には90%となりますので、管内への供給体制はだいたい確立するものと予想されます。

したがって、計画の出力105万kWh（35万kWh3基）は、一応妥当なものと考えられます。が、こんご特殊な事情から現在の推計を上回る需要が発生しても、富士川火力では現在提示されている計画以上の出力は認めるべきではないと考えます。

〔用地計画〕

重油火力モデルプラントの用地規模は

（次頁へ）

(前頁より)

297,000平方メートル(90,000坪)と推定されています。富士川火力計画で標準用地452,100平方メートル(137,000坪)、特殊事情で増える用地267,300平方メートル(81,000坪)のあわせて719,400平方メートル(218,000坪)となつていますが、火力発電所単独設置による貯油タンク用地118,800平方メートル、取水、排水用地69,300平方メートル、環境保全のための緑地、芝地198,000平方メートルなど

を考えると、必ずしも広すぎるとはいえません。

また、いたずらに縮小することは、環境保全の面からみて、決して好ましいことではありません。用地周辺の環境保全の具体策としては、東側に幅員16メートル、西側に9～16メートル、北側に16メートルの都市計画街路をつくり、さらに、東側と北側には、緑地帯(グリーンベルト)を設けるよう配置すべきです。

用地区域は、東電の示した原案にこだわることなく、具体的には、市当局、関係住民、東電の三者が十分けんとおを加え、地元の意向を反映させるように措置すべきです。

施設の配置には 十分な距離をとつて

施設配置計画と 用地計画

〔施設配置計画〕

富士川火力の構内施設配置計画は

- ①発電施設(ボイラー、タービン、発電機、変電設備など)
 - ②貯油施設(重油タンク)
 - ③取水施設(冷却水)
 - ④排水施設
 - ⑤サービスヤード、緑地帯
- の5つに大別されます。

これらの施設は、公害、防災対策の上から、十分な距離をとつて配置すべきです。とくに、住居地域である三四軒屋、靖国町への騒音、振動の排除。レクリエーション施設としての緑地帯の開放。取水や燃料搬入のために海岸保全がそこなわれ、住民に不安感を与えないように、十分に対処すべきです。

〔用水計画〕

用水計画のうち、冷却用水日量345万トンの海水使用は、取水方法を除けば問題はありません。ボイラーなどに使用する淡水の昭和46年日量1300トン、昭和50年日量5000トンについては、ただいま建設中の東駿河湾工業用水道を使用する計画ですから、同事業の進行状況からみてこの使用は可能です。

生活用水(昭和50年に日量30トン)は本市の上水道を使用する計画ですが、これは、市営水道の水源確保の上からも供給可能と判断されます。

工事用に必要な淡水、日量400トンは、用地内の浅井戸により対処するようですが、これについては、地下水の塩水化の問題があるので、「岳南地域地下水利用対策協議会」でけんとおして措置されることが望ましいと思います。

東電から提示された 富士川火力の概要

■ 建設計画の概要

- 1、発電所の位置
富士川河口左岸
- 2、用地面積
約71万平方メートル(約21万坪)
- 3、発電規模(出力)
105万瓩
- 4、発電所の運転開始予定
 - ・1号機…35万瓩
43年着工、46年度運転開始
 - ・2号機…35万瓩
45年着工、47年度運転開始
 - ・3号機…35万瓩
47年着工、50年度運転開始
- 5、使用燃料
イオウ分1.5%の低イオウ重油。
- 6、燃料輸送方法
田子の浦港で揚油し、火力発電所までパイプで輸送。
- 7、貯油設備
7万キロリットルのタンク3基。
- 8、送電方法
発電所から直接富士市の需要に供給する一方、15万4千ボルトの送電線で、駿河および東駿河変電所に送電し、岳南地域を中心とした静岡県東部全域に供給します。

■ 公害防止、防災対策

- 1、排気対策
ボイラー3基に対して高さ200メートルの超高集合煙突を設置し、排気速度は毎秒30メートルです。
排煙にアンモニアガスを注入し、微量酸分の中和をはかり、ススの発生を防止するとともに、高性能
- 2、騒音対策
発電所に設置する機器は、発電所敷地境界線より十分距離をとつて配置するほか、外部に騒音がもれないように大部分を屋内に収容します。屋外に設置される変圧器は消音設計します。ファンは空気吸入口に消音マフラーを取付けます
- 3、排水対策
機械の洗浄に使つた廃水は、十分な容量の中和、沈澱ろ過槽や油分離槽を設置して処理するので、構外に汚水をそのまま排出することはありません。タービン復水器の蒸気冷却には海水を使用しますが水質に変化を与えることはありません。ただ、海水の温度が多少上るので、海域におよぼす影響をよく調査し、適切な対策を講じます
- 4、防災対策
貯油タンクは、大地震に対しても十分耐える構造にして、油もれを起さないように万全をはかります。タンク間の距離、タンクと用地境界線との距離は十分とつて、タンク1基ごとに防油堤を設けます。
- 5、送油管路
送油管路は外傷を受けないように地下に埋管します。パイプは強度の高い鋼管を使用するなど、地盤沈下、大地震にも耐える構造にします。
- 6、環境整備
火力発電所は、近代化学のすいを集めた設備です。とくに設備の色調、構内の緑化、環境との調和を十分配慮して計画をすすめます。

電気集じん装置で排気をきれいにします。気象条件で汚染の悪化が予想されるときは、非常用の超低イオウ重油を使用します。

田子の浦港の 使用はむづかしい

田子の浦港利用による 燃料輸送計画

東電は富士川火力発電所で使用する燃料（年間146万キロㇿ）を田子の浦港を利用して揚油する計画です。

しかし、現在の田子の浦港（泊地面積45万平方ㇿ）の規模、入港船舶、取り扱い貨物量の伸び率などからみて、既設の公共ふ頭、石油ふ頭、旭化成専用ふ頭を使用することは、いずれもそれぞれの理由から困難性があり、ほとんど不可能と思われる。

また、現港湾の漁業区（魚市場付近）西寄りの拡張による専用ふ頭の新設も、密集住居と近接していることから難点があります。

富士川火力燃料輸送計画としては、冷却水取水計画を拡大して専用港を新設する方法などが考えられます。しかし、この場合は海岸浸しよく、海岸堤防の保全など、たいへん重大な問題をともないますので、県、国と協議の上、災害の絶無を期し、地域住民の生命、財産を守る立場で十分なけんとおがなされるべきです。

取水、排水には 数多くの問題が

海岸保全と 富士川治水

富士市の海岸は、富士川寄りから農地保全海岸（農林省）延長924ㇿ、富士海岸（建設省）3,615ㇿ、田子の浦港海岸（運輸省）1,780ㇿ、吉原海岸（建設省）4,080ㇿの総延長10,399ㇿです。

これらの海岸は、過去幾度か災害をおもつていますが、さいきんでは、昭和41年9月の26号台風で、鈴川、三四軒屋海岸が被災がもつとも大きなものです。

富士川火力計画では、冷却水取水のための防潮堤の開削、場合によれば専用港の築造も考えられており、これらは、ともすれば海岸浸しよくの重大な要因とな



東電は燃料輸送に田子の浦港を利用したいというが…
(富士臨海提供写真)

り、そのおよぼす影響ははかりしれないものがあります。

また、排水の富士川におよぼす治水上の影響についても、ピーク流量との重

なり、海岸からの逆流、護岸保全などたいへん重大な問題ですから、東電は万全の対策を講じるべきです。

立地してはならない 石油コンビナート

燃料事情と 石油コンビナート との関連

〔燃料事情〕

昭和42年度のわが国の原油輸入量は精製用1億2091万キロㇿ、非精製用422万キロㇿです。輸入先は中近東91パーセント、東南アジア6.6パーセント、南北アメリカ0.4パーセント、その他の国が1.6パーセントとなつています。

電力用の重油は、主としてイオウ含有率の高い重油ですが、こんごは公害対策の観点から低イオウの原油生だき計画の推進が期待されます。

超低イオウ（0.09パーセント）のミナス原油についてみますと、昭和42年度の輸入量は精製用243万キロㇿ、非精製用のうち電力用27万キロㇿ、ガス用25万キロㇿです。生産は毎年増加していますが産出量が少ないために、こんご電力用生だきが急激に増加するという期待はあま

りもてないようです。

〔石油コンビナートとの関連〕

石油コンビナートを形成するための用地は、3,118,000平方ㇿ（94万坪）、用水日量428,000トン、電力9億1900万ㇿ時とされています。

かりに、当市地域へのコンビナート立地を想定しても、適当な用地約330万平方ㇿの確保は困難です。また、燃料輸送に必要な港湾施設（水深21ㇿ、20万トンタンカー）は全く期待できないし、需要電力の不足、公害、防災対策など、各般にわたる条件が、いずれも立地を不適當と見なす要因ばかりです。

このように、石油コンビナートの立地は不可能であるし、こんご経済情勢が変わつても、立地をしてはならないと考えます。

また、石油精製工場などの立地についても、コンビナート同様、その立地にとりまう用地、用水、電力、港湾などの条件からみて、立地は考えられないし、ま考えるべきではないと思います。

公害、防災対策の調査結果

富士市の大気汚染の現況

広域汚染ではない 一部の企業による 「局地的汚染」

既存の工場から吐き出されている亜硫酸ガス(SO₂)の濃度は、高いときには他都市の汚染地区に匹敵する数値にまで近づきますが、長時間は持続していません。最低値は、比較的安く、大きな変動がみられます。これは当地区の特徴であり、地形からくる気象の変化によるものと見られます。降下じんの量は年々減少してきていますが測定個所によつては溶解性物質の増大も考えられます。

大気汚染の測定結果をみますと、以前は富士市全域の「広域汚染」と推察されていたものが、環境調査、発生源調査の推進から、一部の企業による限られた地区への汚染、すなわち「局地的汚染」であることが明らかにされました。

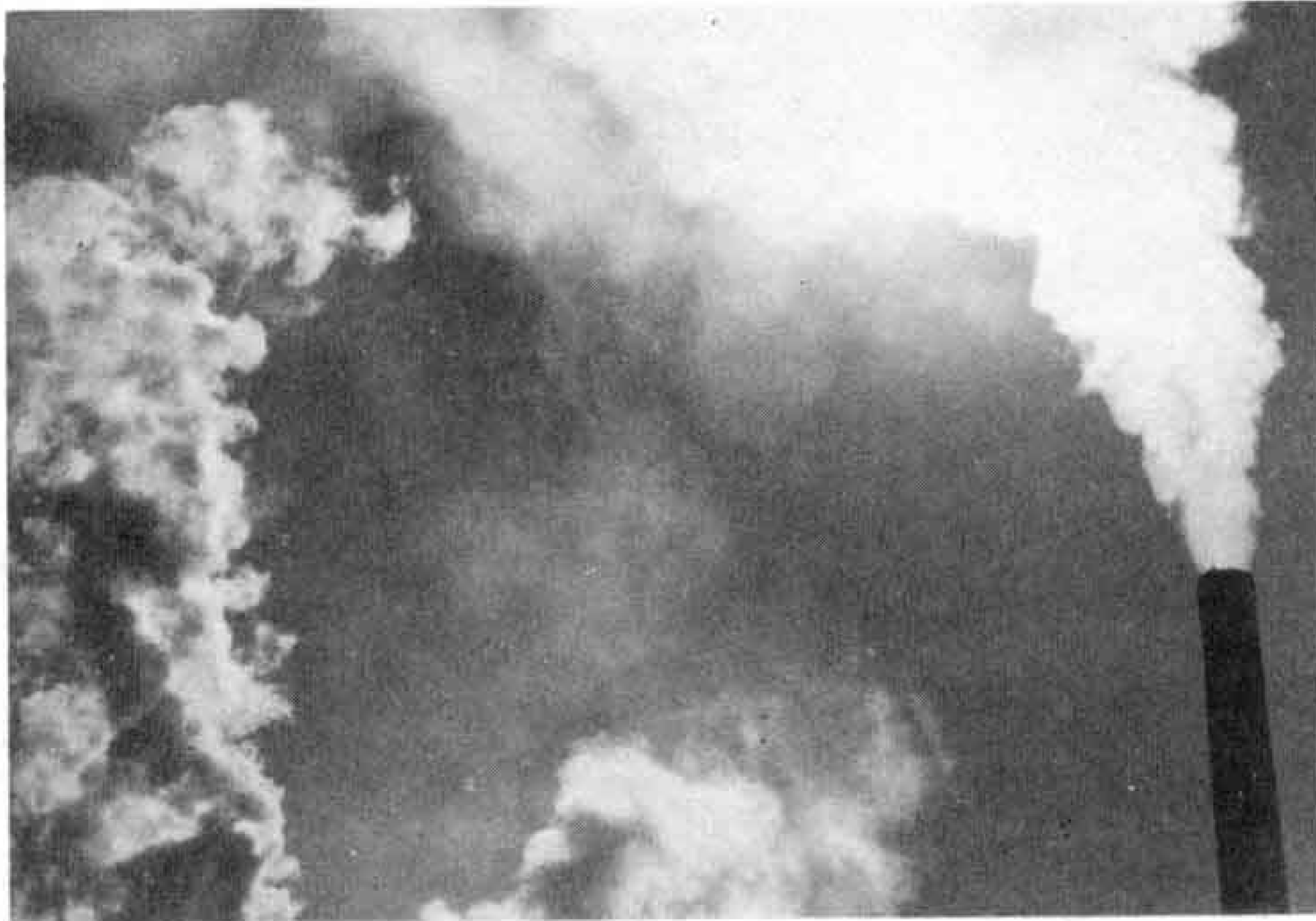
〔大気汚染の年次別推移〕

富士市の大気汚染の状況調査は、昭和39年から静岡県衛生研究所が実施しています。また、昭和42年8月からは「ばい煙規制法の指定地域」をけんとおすための予備調査として、厚生省が県に委託して実施したものがああります。

昭和42年度からは、県は公害研究所が市は公害課がそれぞれ大気汚染を測定しています。

この調査結果から富士市の大気汚染状

況の傾向をみますと、次に図示しますようにイオウ酸化物は、年毎に高くなつてきています。



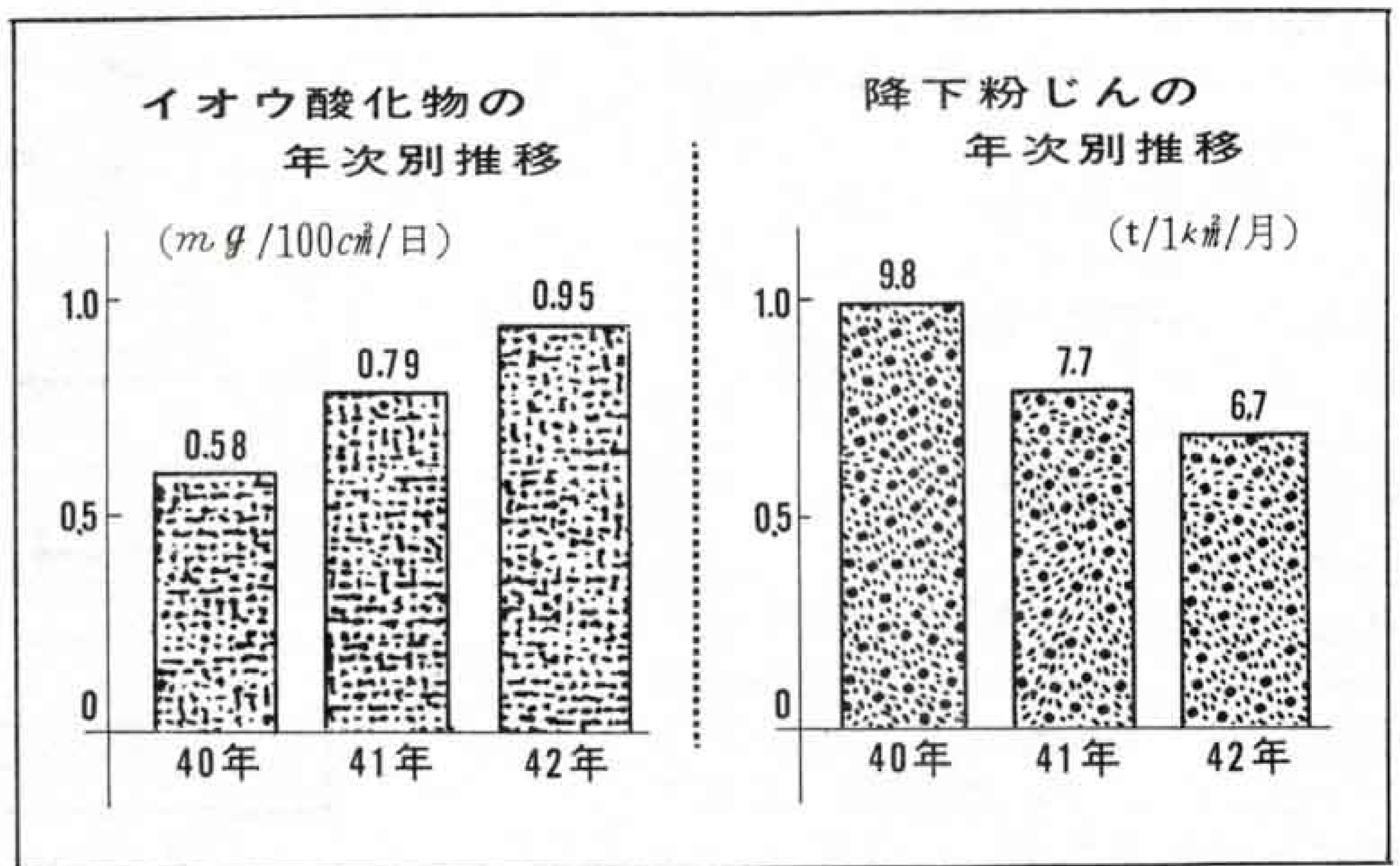
この煙の中にも「有害ガス」が……

連続自動記録計による亜硫酸ガスの濃度の測定結果は、昭和42年8月から12月までの4カ月間、元吉原中学校一鈴川浜町一、富士保健所一青島一、富士高校一松本一で測定したものがあありますが、4カ月の1時間平均値は、富士高と保健所が0.05 P P m、元吉原中学校が0.04 P P mとなつています。

降下粉じんの測定は、デボジットゲージで昭和42年8月から12月までの4カ月間、厚生省の委託をうけ、市内12カ所で測定しましたが、4カ月間の平均値は、富士保健所が13.31トン(1平方キロに当り、1カ月間の降下量)といちばん量

が多くなつています。市内12カ所の平均は7.45トンと全国的に見て(指定されている地域)平均値を下回つています。

これは、石炭燃焼から重油燃焼への変化が最大の原因だといわれています。しかし、富士市の場合、石炭によるばいじんなど、不溶解性物質(タール分・鉄、銅、砂じん)の減少は考えられますが、そのほかの溶解性物質は、現状のままでは減少するとは限りません



自動記録計による 市内6カ所の測定結果

……43.6～9月……

下表は富士市公害課が、本年6月から9月にかけて、市立第3中学校、富士保健所など市内6カ所、の連続自動記録計で大気汚染（亜硫酸ガス）を測定した結果です。

この調査結果からもわかるように、これまで、富士市全域の「広域汚染」と推察されていたものが、一部の企業による「局地的汚染」であることが、明らかにされました。

測定場所	年月	総時間数	0.2PPm以上の時間数	同左%	1時間値の月平均	1日平均が0.05PPm以上の日数	同左%	1時間値が0.1PPm以上時間数	同左%	備考
富士事務所	昭43 6月～9月	2.875	1	0.00358	0.0483	52	42.5	153	5.38	
第3中学校	8～9	768	8	1.04	0.0527	21	56.8	92	12.0	
勤労青少年会館	8～9	1.064	0	0	0.0451	13	21.3	29	2.72	
大淵中学校	8～9	1.062	0	0	0.0337	3	6.0	5	4.71	
鷹岡事務所	8～9	1.128	1	0.088	0.0536	25	50.0	70	6.20	
富士保健所	9月	510	14	2.75	0.0896	23	95.7	165	32.3	欠測210時間

■環境基準案（大気汚染防止のため、空気中の亜硫酸ガスを規制する基準で、厚生大臣の諮問機関である生活環境審議会が出した答申です）

- ①年間を通じて、総時間数に対し1時間値が0.2PPm以下である時間数が少くとも99パーセント以上維持され、かつ1時間値の年平均値が0.05PPmをこえないこと。
- ②年間を通じて、総日数に対し1時間値の1日平均値が0.05PPm以下である日数が少くとも70パーセントないし80パーセント以上維持されること。
- ③年間を通じて、総時間数に対し、1時間値が0.1PPm以下である時間数が少くとも88パーセントないし93パーセント以上維持されること。

既存工場も公害 防止に積極策を

既存公害の 防止対策

富士市の公害のうち、とくに大気汚染の実態については、単的にいつて心配される段階にあるといえます。

この対策としては……

- ①燃料から煙突までの過程で、汚染物質を除去する
- ②排出された汚染物質を大気拡散、希釈する

汚染の実態が広域汚染ではなく、局地汚染である以上、関係企業はもとより、行政、市民総ぐるみの対策で、これを改善すべきです。

具体的には……

- ①燃料は低イオウ分の重油を使用する
 - ②煙突を高くする
 - ③集じん装置、排煙処理施設を設置する
- この対策により、市民の健康保持と生活環境の保全をはかり、あわせて、産業の発展をめざして、前向きに既存公害の防止対策に取り組みます。

既存工場の発生源は…

公害は発生してから防止することは困難です。公害を未然に防止するために、発生源と考えられる施設を定め、この新設するときや変更するとき事業者は県知事に特定施設の届出＝静岡県公害防止条例＝をしなければいけないことになっています。

富士市における「特定施設」の届け出は、昭和39年から実施され、現在、市公害課がその実態のはあくを急いでいます。

また、大気汚染の発生源となっている燃料、燃焼施設についても、14工場（伝熱面積30平方メートル以上）の実態調査を完了しました。

それによりますと……

燃料使用状況

燃料名	イオウ分含有量(%)	工場数
A重油	1.5～2.0	3工場
B重油	2.0～2.5	7 "
C重油	2.5～3.0	96 "
C重油	3.0～3.5	26 "
A・B混合	1.5～2.0	1 "
黒液	0.8～1.0	3 "
石炭	0.5～2.0	3 "
コークス	0.1～0.3	1 "
木屑	—	8 "

燃料使用量

燃料名	1日当り使用量(キロリットル)	%
A重油	0.575	0.043
B重油	9.8	0.435
C重油	2.219.19	99.4
A・B混合	8.1	0.122

■ 青少年の夜間外出は＜午後7時まで＞夜遊びはまちがいのもと、早めにお家へ。

長期の汚染 呼吸器系に障害

……実態の調査、究明を急ぐ……

大気汚染の 人体と植物 への影響

〔人体への影響〕

富士川火力発電所計画をけんとうするにあたって、心配される問題の一つは、大気汚染による住民の健康への影響です

これは、いろいろな問題を含んでいますので、その将来を予測することは、たいへん困難です。

現在の富士市の汚染濃度＝別項＝は短①

②例えば、亜硫酸ガス0.5 P P m、あるいは1.0 P P mであつても、とくにそれが重大な問題になるとは考えられませんが、大気汚染がある期間…例えば3～5年間継続した場合には、呼吸器系を中心とした疾病増加がおこります。さらに、それが肺気腫や肺障害にいたつたものには0.5 P P m～1.0 P P mの汚染が致命的な濃度になることは、過去、ロンドンなどの諸外国で起きた公害による惨事が、如実にそれを物語っています。

こんご、富士市において、慢性的影響を起すほどの大気汚染が起るか、どうかは、現在市内に設置してある自動測定装③



● 児童の健康調査……富士市医師会が中心になつて、去る10月市立今泉小、田子浦小、富士第1小、鷹岡小の3年生1600人を対象に「健康調査」を行ないました。近くその調査結果が発表されますので、発表され次第お知らせします。＝鷹岡小学校で＝

① 期間の調査によるデータの分析しか得られませんが、わずかに、0.05 P P mをこえるところもあり、ある地域においては平均値0.05 P P mでいどが推定されていますので、この分析を急いでいます。

既存の大気中の亜硫酸ガスの含有量と火力発電所からの排出量、ならびに同地の地形的な要因（とくに夏に多い南風）を考えると、数多くの問題が提起されます。

とくに、こんご、考えていかなければならないことは、現在、健康な住民に対しての大気汚染の影響です。

②

③ 置によつて、より多くのデータ集め、それをもとに行政機関、専門家、企業、住民が一体となつて、原因の追究や医学的な究明をしていくことが必要です。

〔植物への影響〕

既存の大気汚染に、富士川火力による汚染が加わつた場合には、常識的には植物の成育に直接、間接に、悪い影響をおよぼすことが想定されます。

すなわち、汚染物中の亜硫酸ガス対策粉じん処理に集約されますが、その被害の有無と大小は、「ガス濃度×接触時間」によります。これは多くの実験報告から

いろいろな植物の抵抗指標が示されており、とくに敏感とされているアルファアルファ（牧草の一種）については、0.4 P P mが7時間続けば「煙斑」を表わすといわれています。

そこで、これらの諸実例から当地域の植物群がどのような制約条件を受けているかを総合すると、より安全を確保するため、こんどの監視体制、防止対策に万全を期すべきだと考えます。

因みに、富士市の工場から吐き出されているガスは…

○紙・パルプ工業

亜硫酸ガス、二酸化炭素、塩素、メリカブタン、硫化水素、ジメチルサルファイド、ジエチルサルファイド、窒素系化合物、低分子チオアルコール

○化学工業

亜硫酸ガス、二酸化炭素、塩素、フ素フ化水素、窒素、メリカブタン、硝酸硫化水素、ブタン、パラフィン系炭化水素—など

○その他の工業

アンモニヤ、アミン類、硫化水素、ジメチルサルファイド、ホルマリン、過酸化水素—など

○これ以外の排出物

粉じん—石炭、芒硝（ぼうしょう）排水系—リグニン、繊維質、カ性ソーダ

※とくに、亜硫酸ガスは多くの工場から排出されており、漂白力が強く、しかも悪臭もしない難物で、今日の植物煙害の大部分を占めています。

イオウ分の より低い重油を

富士川火力の 燃料計画と 排煙処理

〔燃料計画〕

東電は、昭和46年度の1号機運転開始時に、1.5%のイオウ分含有の重油を使うことになっていますが、富士市の大気汚染の現状、火力の運転開始時における推移などから、イオウ分1.5%以下の良質な重油を使うように再検討すべきです

〔排煙処理〕

排煙は、高性能の集じん機によつて処（次頁へ）

(前頁から)

理がなされるべきです。また「脱硫」についても、通産省の「大型重要技術開発計画」の中で、その開発が急がれています。この技術は、重油火力発電所など、重油を大量に消費する施設に適したものです。近くその実用化が予測されますので、実用化の段階において、排煙脱硫処理をすべきです。このための用地もあらかじめ確保すべきです。

風向きほとんど南と北西、南西

富士地区の気象と風どう実験

〔気象〕

富士地区の気象、とくに大気汚染に重要な要素をもつ「風」は、一般的に気圧配置に左右され、局地的な地形の影響をうけています。

年間を通じて、もつとも多い風向は、南で、ついで北西、南西が多いようです。北東風は、富士山、愛鷹山の影響をうけて、吹きにくいと判断されます。

風速は、全般的に弱く、平均風速は富士、吉原で毎秒2.5m、富士宮で1.6mにすぎません。また、逆転は秋から冬にかけて接地逆転層があらわれ、その高さも100~200m範囲に出現するものと見られます。

〔風どう実験〕

富士川火力(200本の集合煙突)の風どう実験では、四方向「主風向が西風(沼津方面)、北東風(清水方面)、南南東風(富士宮方向)、南西風(吉原方向)」全域にほとんど平均した拡散を示しています。

	距離	最大地上濃度
W 沼津方向	45 ^{km}	0.0048 P P m
NE 清水方面	30 ^{km}	0.0072 P P m
SSE 富士宮方向	18 ^{km}	0.0036 P P m
SW 吉原方向	24 ^{km}	0.0168 P P m

この表でわかりますように、南南東方向については、地形の関係から多少近距離に接地点が見られ、また、南西方向の濃度の高いのは、愛鷹山体によるダウン・ドラフトの影響と思われる。

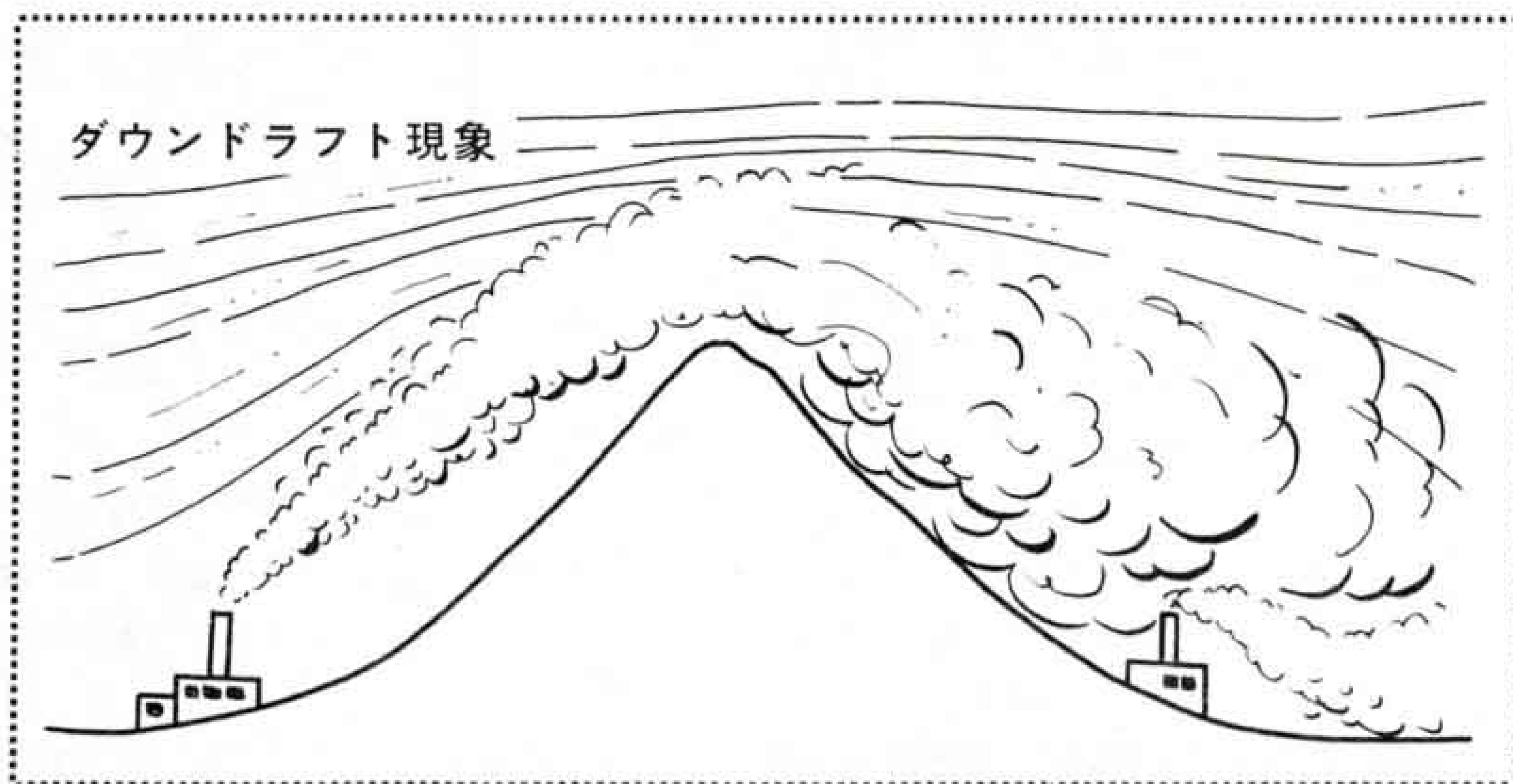
■ ダウン・ドラフトとは

風が吹くと建物などの背面にできるウズで、煙突が低いと煙が、このウズの中にまきこまれ、上昇しないで下降してしまいます。ダウン・ドラフトのウズ巻になる形は、風速がかわつてもほとんど一定しています。

なお、煙突の出口がウズ巻のすぐ上にあつて、排ガスの速度がおそいと、ダウ

ン・ウオツシュ(風速が強くなると、煙突の背面に負圧部分ができ、煙が煙突の出口より下つてくる現象です)によつて煙が引き下げられ、このダウン・ウオツシュによつて引き下げられた煙は、ダウン・ドラフトの領域に入ると一層下げられます。

ふつう、ダウンドラフトとダウンウオツシュは、同時に起る傾向が多く見られます。



冷却水は5~8度昇温するが

排水対策と水せい生物への影響

発電工程上、最終時には日量345万立方mの海水を冷却水として用いることになっています。

この多量の冷却用海水は、障害をなくすために塩素処理が行なわれます。また復水器過程において、水温は通常より8度C、放水口で5~8度C昇温します。

このため、技術的に可能な最善の処理方策をほどこし、水質汚濁を完全に防ぐ必要性を認め、いろいろけんとおしましたが、現在の計画でも、放水口における残留塩素濃度はまったくみられないと考えます。

ただ、富士川に放流することの可否については、過去、この河川の災害状況や将来予想される諸問題を十分配慮して、治水防災の上から、建設省、静岡県でけんとおされ、決定されるべきだと思います。

また、この温排水によつて、海流域にせい息する生物への影響としては、「環境の変化にともなう水せい生物の分布変動」が考えられます。

富士川火力……

施設への立ち入り調査権を

公害、防災対策の監視機関

火力発電所のばい煙発生施設については、その大部分が大気汚染防止法の規制の対象から除外され、電気事業法の規定により、通産大臣の権限とされます。

したがつて、富士川火力建設に関する諸般の協議をされる場合は、公害、防災に対処するため、東電と合意の上で「富士川火力公害防災対策委員会(仮称)」を設置し、諸施設への立ち入り調査権を委員会に与えることはもちろん、公害防災対策の各種資料の提出を義務づけるなど、市が相当の権限を行使できるように措置すべきです。